

大洲育成園臨時職員等就業規則

(目的)

第1条 この規則は社会福祉法人大洲育成園嘱託職員及び臨時職員(以下「臨時職員等」という。)の就業に関し特に必要な事項を定めるものとする。

2 第1項の示す臨時職員等についての職務内容等は、法人職員給与規則中別表2に定めるところによる。

3 この規則に定めのない事項については、社会福祉法人大洲育成園職員就業規則および労働基準法その他の法令および規則の定めるところによる。

(採用及び任免)

第2条 臨時職員等の採用及び任免は、理事長、または施設長が雇用通知書をもつて行う。ただし、常勤職員については、辞令を交付して行うことがある。

2 この任免等については、当法人及び臨時職員等の双方が希望した場合に更新することができる。なお、労働契約法第18条の規定により契約期間(平成25年4月1日以降に開始するもの)が通算5年を超える場合には、その雇用契約期間末日までに職員から別に定める様式により申込みをすることにより、当該雇用契約期間の末日の翌日から期間を定めない雇用契約に転換する。

3 臨時職員等の定年は当法人職員就業規則第9条第1項に定めるとおりとし、定年退職者が引き続き勤務を希望し解雇事由又は退職事由に該当しない者については、満65歳まで継続雇用する。なお、社会福祉法人大洲育成園定年再雇用規程に基づき、定年退職者への事務手続きを行うものとする。62歳以降に無期転換となる職員についての定年は65歳とする。65歳以降に無期転換となる職員についての定年は67歳とする。なお、満65歳以降に定年を迎える職員については、65歳以降の再雇用に関する規程を準用する。但し、有期特措法(第二種)の認定を受けたことにより、定年後の再雇用については、無期転換申込権は発生しない。

(年次有給休暇)

第3条 臨時職員等には雇用入れの日から起算して6ヶ月間継続勤務し全労働日の8割以上勤務した職員に対して、10日間の有給休暇を付与する。

2 1年6ヶ月以上継続勤務した職員に対して6ヶ月を超えて継続勤務し全労働日から起算した継続勤務年数1年毎に全労働日の8割以上勤務した場合、下表のとおり有給休暇を付与する。ただし、20日を超える場合においては、その超える日数については有給休暇を付与しない。

週所定 労働日数	1年間の所定 労働日数	雇い入れ日から起算した継続勤務期間(単位:年月)						
		6ヶ月	1年 6ヶ月	2年 6ヶ月	3年 6ヶ月	4年 6ヶ月	5年 6ヶ月	6年 6ヶ月
5日	217日以上	10	11	12	14	16	18	20
4日	169日~216日	7	8	9	10	12	13	15

3日	121日～168日	5	6	6	8	9	10	11
2日	73日～120日	3	4	4	5	6	6	7
1日	48日～72日	1	2	2	2	3	3	3

3 当該年度の年次有給休暇で取得しなかつた残日数については、翌年度に限り繰り越される。

(特別休暇等)

第4条 本人の結婚、親族の死亡等による特別休暇を職員に与えることができる。ただし、賃金は無給とする。

(賃金)

第5条 臨時職員等の賃金及び各種手当は、予算の範囲内で執行しなければならない。

2 臨時職員等には、賃金のほか、通勤手当、時間外勤務手当及び夜勤手当を支給する。

3 賃金は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬として支給し、賃金は、別表第1に定める額とする。

(勤勉手当)

第6条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)に、それぞれ在職する臨時職員等のうち、基準日以前6箇月以内の期間で勤務期間1ヶ月を超える者に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。

2 基準日現在において、嘱託職員等が受けるべき賃金月額に100分の145を乗じて得た額に、別に定める人事評価規程の賞与評価区分の割合を乗じて得た額とする。

3 基準日現在において、臨時職員等が受けるべき賃金日額に別表第2に定める雇用期間に応ずる割合を乗じて得た額に、別に定める人事評価規程の賞与評価区分の割合を乗じて得た額とする。

4 前項の雇用期間の算定については、その者が勤務しなかつた日が、別表第3に定める区分に応ずる日数を超えるときは、1箇月を除算する。

(賃金の支給)

第7条 賃金は、月の初日から末日までの勤務日数に賃金単価を乗じた額または月額を当月21日に支給する。

2 前項の支給日が休日又は土曜日、日曜日に当たるときは、その前日に、日曜日に当たるときは、その前々日に支給する。

3 給与は、臨時職員等の申出により、口座振替の方法により支払うことができる。

(時間外勤務手当の支給)

第8条 時間外勤務手当、夜勤手当は、その月分を次の月の賃金支給日に支給する。

(勤勉手当の支給)

第9条 勤勉手当は、6月に支給するものにあつては当該月30日に、12月に支給するものにあつては当該月の10日に支給する。

(正職員の登用)

第10条 臨時職員等で、本人が希望する場合は正職員に転換することができる。

2 正職員に転換する場合は、別に定める「社会福祉法人大洲育成園正職員登用に係る要綱」に基づくものとする。

(表彰及び懲戒)

第11条 臨時職員等の表彰及び懲戒については、法人職員就業規則の第4章表彰その他の第21条から第23条を倣うこととする。

(その他)

第12条 この規則施行に関するその他の必要事項は、施設長が定める。

附則 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附則 この規則は、平成20年5月20日から施行する。

附則 この規則は、平成21年12月17日から施行する。

附則 この規則は、平成22年1月1日より適用する。

(平成21年度給与に関する特例措置)

1. 社会福祉法人大洲育成園職員給与規則に定める「臨時特例交付金手当」を支給する。支給については、同規則に倣う。

附則 この規則は平成22年9月1日より適用する。

附則 この規則は平成23年4月1日より適用する。

附則 この規則は平成24年1月1日より適用する。

附則 この規則は平成25年4月1日より適用する。

附則 この規則は平成26年4月1日より適用する。

1. 給与表切替における給料及び各種手当における差額支給については、平成26年12月31日までに支払うこととする。

附則 この規則は平成29年4月1日より適用する。

附則 この規則は平成30年4月1日より施行する。

ただし、第10条の改正規定については、平成30年3月8日から適用する。

附則 この規則は平成30年11月15日より適用する。

附則 この規則は平成31年4月1日より適用する。

(年次有給休暇の繰り越し計算の特例)

平成31年1月から年次有給休暇を付与している臨時職員等に限り、この改正規定を適用する。

附則 この規則は令和3年1月1日より施行する。

別表第1（第5条関係）

号給、等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級
役職名	嘱託職員		臨時職員	パート職員
1	139,900	163,300	6,700	810
2	140,900	164,700	6,900	830
3	141,900	166,200	7,100	860
4	143,000	167,700	7,300	890
5	143,800	169,100	7,500	920
6	144,800	170,900	7,700	950
7	145,800	172,700	7,900	
8	146,800	174,500	8,100	
9	147,900	176,200	8,300	
10	149,200	177,900	8,500	
11	150,400	179,600	8,700	
12	151,600	181,300		
13	152,700	182,300		
14	153,900	184,200		
15	155,100	185,500		
16	156,300	186,900		
17	157,400			
18	158,900			
19	160,400			
20	161,900			

別表第2（第6条関係）

雇用期間	支給割合			
	基準日が6月1日である場合		基準日が12月1日である場合	
	夜勤有	夜勤無・パート職	夜勤有	夜勤無・パート職
6箇月以上	30日分	14日分	30日分	14日分
5箇月以上6箇月未満	19日分	10日分	19日分	10日分
4箇月以上5箇月未満	16日分	8日分	16日分	8日分
3箇月以上4箇月未満	14日分	7日分	14日分	7日分
2箇月以上3箇月未満	11日分	6日分	11日分	6日分
1箇月以上2箇月未満	5日分	—	6日分	—

別表第3（第6条関係）

雇用期間	勤務しなかつた日数
6箇月以上	10日分
5箇月以上6箇月未満	8日分
4箇月以上5箇月未満	7日分
3箇月以上4箇月未満	5日分
2箇月以上3箇月未満	3日分
1箇月以上2箇月未満	2日分

社会福祉法人大洲育成園正職員登用に係る要綱

(募集要綱)

第1条 理事長は、募集要綱（人員、資格、雇用形態、処遇、勤務地、勤務時間、休日、休暇、各種保険、福利厚生 他）を定め、周知することとします。

(募集資格)

第2条 応募できる対象者は、大洲育成園臨時職員等就業規則第1条中で定める臨時職員及び嘱託職員、並びにパートタイム労働者（以下「臨時職員等」という。）とします。

2 臨時職員等の募集資格は、次のとおりとします。

(1)当法人の臨時職員として3年以上経過している者。

(2)大洲市、喜多郡に住所を有するものであること。

(3)勤務成績、態度、協調性、能力、就業意欲があり、良好であること。

(4)社会福祉士、介護福祉士、看護師の職種に応じた有資格者であること。

3 ハローワーク等に求人票を出す場合については、その募集内容情報については、公開します。

(選考方法)

第3条 理事長の定める別紙様式の正職員登用申込書を以て、申し込むこととします。

2 選考方法は、次のとおりとします。

(1)同要綱第2条条第2項を満たす臨時職員等が所定の様式で申請を行い、受付後に書面審査を実施する。

(2)書面審査後、適正・学力試験及び論文試験を実施する。

(3)施設長及び理事長面接を実施する。

(4)合否通知を行う。

(募集窓口)

第4条 理事長は、募集時期を定めることとします。

2 募集窓口は、社会福祉法人大洲育成園法人事務局とします。

(合否と採用)

第5条 合否は、理事長が書面において通知します。

2 採用は、合格通知を受けた次年度の4月1日からとします。

附則 平成30年3月8日より施行する。

附則 令和2年3月1日より適用する。

社会福祉法人大洲育成園職員定年再雇用規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人大洲育成園職員就業規則第9条第1項に定める定年により会社を退職する職員の再雇用に関する取扱いについて定める。

（再雇用の対象者）

第2条 法人は、定年により会社を退職する職員であつて再雇用を希望する職員（以下「再雇用希望職員」という。）のうち、就業規則第11条（退職、定年に関するものを除く）または第10条（解雇）に該当する事由のない者について、満65歳を限度に1年間の有期労働契約によつてこれを再雇用する。

（身分）

第3条 再雇用された者（以下「再雇用者」という。）の身分は、臨時職員とする。

（再雇用の希望の調査等）

第4条 法人は、定年退職日の6ヶ月前までの間に、様式別紙1再雇用に関するヒアリング票（以下、「ヒアリング票」という。）を配布する。

（再雇用申請手続）

第5条 再雇用希望職員は、定年退職日の3から6ヶ月前までに、調査票事務所へ提出する。

2 事務所はヒアリング票を受領し、施設長へ提出する。施設長は、ヒアリング票に基づく面接を実施し、聴取した後、労働条件等を定めて2ヶ月前までに再雇用希望職員へ通知する。

3 前項の通知において再雇用する旨の回答を行つた場合であつて、当該通知を発した時点から定年退職日までの間に再雇用希望職員が就業規則第11条（退職、定年に関するものを除く）または第10条（解雇）の事由に該当するものと法人が認めた場合、法人は当該通知による回答を撤回し、当該再雇用希望職員を再雇用しないことができるものとする。

4 前項に基づき再雇用希望職員を再雇用しないこととした場合、施設長は当該再雇用希望職員へ通知する。

（雇用契約の更新）

第6条 再雇用者が契約の更新を希望する場合は、就業規則第11条（退職、定年に関するものを除く）または第10条（解雇）に該当する事由のない者であつて、第2条に定める上限年齢に達するまでの間、雇用契約を1年間更新するものとする。

2 前項の契約更新の可否は、第5条第1項及び同条第2項に定める更新手続きを実施した職員に限り、契約の終期の1ヶ月前までに再雇用者に通知する。

3 前項の通知において更新する旨の回答を行った場合であつて、当該通知を発した時点から雇用契約の終期までの間に再雇用者が次条に掲げる基準を満たさなくなつた職員と法人が認めた場合の取扱いは、第5条第3項および第4項に準じるものとする。

附則 平成30年11月15日より施行する。

再雇用に関するヒアリング票

【目的】 大洲育成園が定年再雇用制度の導入にあたり、対象となる職員に継続雇用に関する就業希望の割合や勤務形態、生活の見通しといった職員の意識やニーズを把握するため実施するものです。

【調査項目】 職員は下記の項目について、詳しく回答してください。

NO	調査項目	回答欄
1	就業希望	
2	年金支給開始年齢までの考え方	
3	定年後に働く際に重視すること	<ul style="list-style-type: none"> ・賃金 ・労働時間 ・役職 ・能力・経験の活かし方 ・職場の人間関係 ・その他
4	希望する雇用形態	
5	希望する勤務形態	
6	希望する仕事内容	
7	就業希望しない場合 引退する理由	
8	就業できるための対処	